

議案第61号

静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

別表第1の6（1）イ及びキ中「による」を「により」に改める。

別表第2の7（4）エただし書中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同エ（ア）及び（イ）を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。